

# 1 - 1. 入所基準

認可保育所、認定こども園(保育利用)、小規模保育事業所への入所を申し込むためには、次の①と②両方の基準を満たすことが必要です。

①入所希望の児童と保護者が、古賀市内に住んでいること

②児童の保護者が、下記の保育を必要とする事由のいずれかに該当すること

事由	利用できる期間	注意点
月60時間以上の就労	就労が続く期間	手伝いは該当しません。配偶者や親族が経営する会社で就労する場合でも、賃金受給が必要です。
出産の前後	出産予定日の6週前の日が属する月の初日から産後8週間が経過する日が属する月の末日まで	(例)出産日が9/1の場合、産前は7月初日から産後は10月末日まで利用できます。 ※多胎児の場合、産前は14週前の月から利用可
疾病・障がい	完治等により必要としなくなるまで	
月60時間以上の同居の親族の介護・看護	介護・看護を必要としなくなるまで	
災害復旧	必要な期間	
月60時間以上の就学	就学期間中	
求職活動	入所から3か月間	入所月の翌々月20日までに就労証明書の提出が必要です。
その他	福祉事務所長が必要と認める期間	

## 入退所の基本ルール

- ・入退所は月単位で行います。(原則として毎月1日入所、毎月末退所のみ受け付けます)
- ・基準に該当しなくなった場合は、その月の末日で退所となります。
- ・生後2か月が経過した翌月から入所できます。(一部異なる保育施設もあります)
- ・基準に該当しない場合は入所できません。集団生活に慣れさせることのみを目的に、入所することはできません。
- ・保育施設は保育を必要とする児童を保護者にかわって保育する施設です。そのため、世帯のうち、小学校入学前のきょうだい児全員が入所申込をすることが原則です。下の児童だけ祖父母が保育している場合等は、申込の際、子ども家庭センターまでご相談ください。別途書類の提出が必要な場合があります。

## 育児休業からの復職の場合

- ・育児休業中の入所申込はできません。復職予定の場合は、復職予定日によって次のように入所申込ができます。  
復職予定日が月の前半(1日～14日) → 復職予定日の前月の入所申込から可能  
復職予定日が月の後半(15日～31日) → 復職予定日の当月の入所申込から可能

## 市外から転入予定の場合

- ・古賀市へ転入予定の場合も入所申込できますが、入所前月25日までに転入手続きを完了することが必要です。25日が土日祝日の場合は、その前の平日までに手続きが必要です。

## 入所する子どもに特別な支援が必要な場合

- ・子どもの状況や施設の受入れ体制等により、保育方法等について聞き取りやご相談をさせていただく場合があります。また、入所後は集団保育のため、個別に専門的な訓練や治療は行いませんが、保護者の同意のもと、子どもの発達状況に応じて保育士等を加配する場合があります。

## 広域入所を希望する場合

- ・里帰り出産などの特別な理由がある場合は、古賀市外の保育施設を利用できる場合(広域入所)があります。希望する場合は子ども家庭センターまでご相談ください。